根拠法令	地すべり等防止法(第18条)	担当制担当债	
制度の概要	地すべり防止区域内において一定の行為をしようとする者は、知事の 許可を受けなければならない。		
目 的	土砂(崩れ)災害の発生を防止するため、指定された区域内で行う一 定行為を知事の許可制とし、一定以上の安全基準の確保を図ることとし ている。		
対象地域	地すべり防止区域 地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等で公共の利害に密接な関連を有するもので、国土交通大臣等が指定した区域 ※ 行為をする土地が、地すべり防止区域かどうかの確認は、各土木事務所に原則書面(FAX又は来庁)で問合せが必要。 電話による問合せでは確認できない場合がある。		
規制内容	地すべり防止区域内で一定行為(※)を行う場合には、地すべり等防止法に基づく許可が必要 ※一定行為の例 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) 3 法長3m以上ののり切り又は直高2m以上の切土 4 地すべり防止施設以外の一定の施設又は工作物の新築又は改良但し、区域内での開発行為は原則としてできない(都市計画法33条1項8号)。		
許可等の基準	申請に係る行為内容が、当該地すべり防止区域の現況から判断して、 地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するもので ないこと。		
手続のフロー図	地すべり等防止法の規定による。 1 申請先等  区 域  各土木事務所管内の地すべり 防止区域における1 発未満の 一定の行為 上 記 以 外	行為許可申請 受 付 管轄 土木事務所 管轄土木事務所	審査・許可権者 管轄 土木事務所長 知事(砂防・災害対策課)

